



**お知らせ**

**介護保険料の特別徴収(天引き)**

本庁介護保険課

これまで遺族年金および障害年金の受給者の皆さんには、介護保険料を現金や口座振替で納付をしていただいていた。

平成18年10月から、遺族年金および障害年金について、介護保険料を天引きすることになりました。(年額18万円以上受給される見込み等の要件を満たす方が対象です。なお、老齢福祉年金については、天引きの対象ではありません) これにより、被保険者の皆

		一部負担金限度額(1カ月)	食事代(1食)
課税世帯	一定以上所得者	※ 72,300円	260円
	一般	40,200円	
非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円	210円
	区分Ⅱ(長期入院)		160円
	区分Ⅰ	15,000円	100円

※医療費の1%が加算されます。

さんは毎月の納付手続きの負担が軽減され、納め忘れの防止になります。 ※今までもどおり、介護保険料の算定時の所得に遺族年金および障害年金の受給額は含まれません。

**老人保健の限度額適用標準負担額減額認定について**

本庁健康保険課

世帯全員が住民税非課税の方は、医療機関窓口で減額認定を提示することで、入院時の一部負担限度額と食事代が減額されます。

【問い合わせ】  
本庁介護保険課  
☎ 26・3940

伊賀市では、名張市と共同で伊賀地区福祉有償運送等運営協議会を設置し、道路運送法第80条の許可に關してその必要性・安全性・利便性を審査・協議しています。 現在のところ、運営協議会の協議を経て、国土交通大臣の許可を受けている事業所は、次のとおりです。

**伊賀地区福祉有償運送運営協議会について**

本庁高齢障害課

【問い合わせ】  
本庁健康保険課  
☎ 22・9660

【認定を希望される方】  
健康保険証・印鑑・老人保健医療受給者証をご持参の上、本庁健康保険課または、各支所健康福祉課で手続きを行ってください。 なお、減額は申請された月(長期入院の場合は翌月)からとなります。 ※区分Ⅰとは、世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する人をいいます。 ※区分Ⅱとは世帯員全員が住民税非課税で、区分Ⅰ以外の人をいいます。

事業所名	事業所所在地	利用料金	問い合わせ
伊賀市社会福祉協議会	伊賀市上野中町 2976-1	●伊賀市各支所管内の移動：300円 ●伊賀市内および名張市内への移動：600円 ●上記以外は30分までごと：1,000円	☎ 21-5866
ホームヘルパー ステーション彩四季 (社会福祉法人いがほくぶ)	伊賀市市部 2611-5	●伊賀市、名張市内の運送：5kmまで300円、5km以上は500円 ●上記以外は30分までごとに1,000円	☎ 26-0011
特定非営利活動法人 さんぽ倶楽部	伊賀市生琉里 3118-1	●3kmまで300円、以降1kmまでごとに100円	☎ 21-8625
特定非営利活動法人 まごころかいご おふくろ	伊賀市四十九町 2060-1	●介護保険と一体連続で行うものは、5kmまで100円、以降1kmまでごとに50円 ●上記以外は、3kmまで300円、以降1kmまでごとに100円	☎ 24-5836
特定非営利活動法人 さくらそう	伊賀市希望ヶ丘東 4-8-2	●介護保険と一体連続で行うものは、10kmまで200円、以降5kmまでごとに100円 ●上記以外は、3kmまで300円、以降1kmまでごとに100円	☎ 45-7145
ふっとわーく (社会福祉法人名張育成会)	名張市西原町長尾 2625	●2kmまで300円、以降1kmまでごとに100円	☎ 67-0088

■許可事業所(平成18年6月1日現在、運送区間または区域に伊賀市内が含まれている事業所のみ)  
※利用の詳細については、各事業所にお問い合わせください。

【問い合わせ】  
本庁高齢障害課  
☎ 22-9657